

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年5月26日 17時00分ごろ
発生場所	沖縄県本部町本部港本部地区（旧塩川地区）西方沖 渡久地港本部防波堤灯台から真方位159° 1.8海里付近 （概位 北緯26° 36.8′ 東経127° 53.3′）
事故の概要	貨物船第八そうほう丸は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年5月31日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第八そうほう丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	142767、株式会社中西造船
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波向 南、波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、本部港本部地区（旧塩川地区）の岸壁を離岸した後、港口にある防波堤（以下「本件防波堤」という。）の北端付近で左転中、浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、左転する際、左舷側に見えた錨泊船を避けることに意識を向けていたので、旋回が大きくなり、また、本船が風や波により圧流されて右舷側の浅瀬に接近していることに気付かなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.8m、船尾約4.0mであった。</p> <p>海図W240（渡久地港付近）によれば、本部港本部地区（旧塩川地区）は、西方に面した港口の中央に南北に延びる本件防波堤があり、本件防波堤北端と港口の北側に拡張する干出浜（さんご礁）との間の可航幅が約160mとなっている。</p>
分析	<p>本船は、南寄りの風波が発生している状況下、本件防波堤北端付近で左転中、船長が、左舷側に見えた錨泊船を避けることに意識を向けていたことから、旋回が大きくなり、また、風と波に圧流されて右舷側の浅瀬に接近していることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、南寄りの風波が発生している状況下、本船が本件防波堤北端付近で左転中、船長が、左舷側に見えた錨泊船を避けることに意識を向けていたため、旋回が大きくなり、また、風と波に圧流されて右舷側の浅瀬に接近していることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、特定の対象だけに意識を向けることなく、常時、適切な周囲の見張りを行うこと。・ 港口付近等において低速力で航行中、付近に浅瀬等がある場合には、風や波による圧流に注意すること。
--------------	--